

## 第4回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要版

日 時：平成23年12月19日(月)13:00～16:50

場 所：議事堂3階 301委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9名）

事務局 神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、松本

資料：第4回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

資料1 三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題

資料2 歯と口腔の健康づくり推進条例の検討における「目的」と「基本理念」について

資料3 条例の目的及び基本理念に係る各委員の意見概要

資料4 条例項目等に関する委員意見

資料5 条例検討会の展開スケジュール（案）

### <検討会 議事概要>

**委員**：それでは、第4回「歯と口腔の健康づくり推進条例検討会」を開催する。

最初に、前回の検討会で検討した資料1「三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題」について追加修正がありましたので、事務局から報告を求める。

**事務局**：3点ほど修正があり、加筆追加した。

一つは、障害者の欄で、「受入可否や休診等の診療所情報の不足」と分かりやすいように表示した。それから乳幼児期の「児童虐待の早期発見」で、「ネグレクト」という言葉を追加した。そして、地域欄の括弧で「中山間地域における支援の在り方」を入れた。次に、下段の条例体系案に各委員からの意見も加え、フルバージョンの形で整理した。

**委員**：只今の説明について発言はあるか。無ければ、目的と基本理念について事務局から説明させる。

**事務局**：<資料2、資料3 について説明>

**委員**：この説明に対し何か意見等あるか。

**委員**：資料3は、今回、出させていただいたものも反映されているか。

**事務局**：そうである。

**委員**：それでは、只今のご意見も含め、具体的な条項の規定の検討に入っていきたい。まず条例の名称については、条文の検討を行った後に全体像を見ながら検討することが望ましいと正副座長で確認をしたが、最後でよいか。

（異議なしとの声あり）

では、そうさせていただきます。

### 「目的」条項の検討

**委員**：まず、目的の項目から検討していただきたい。目的については、委員の皆さんから出された意見を資料2で整理しているが、これらをベースにご意見を願います。

**委員**：やはり究極的な目的があった方がいい。

**委員**：直接の目的、その手段に加えて究極的な目的も掲げていってはどうかという意見に賛成。個別事項については、基本理念ないし具体施策の方でいい。目的の条文の中には「施策の基本的な事項を定める」で留めてはどうか。それと、直接の立法目的として、総合的かつ計画的に加えて、効果的な施策という成果を求めていきたい。それから、条例制定の動機の四つ目はこのまま条文にはなりづらいので、「歯科口腔保健推進法に基づき」という書き方になるのではないか。

**委員**：究極目的まで書くことで、その達成手段や「各主体の役割」も書いてもらいたい。

**委員**：他県の例でしっかり書いてあるのはどこか。

**事務局**：相当ここは重要だということで書き込まれている。

**委員**：そうであれば本県としても、先ほど言われた形でやっていくのがよい。

**委員**：それでは、究極的な目的まで全て入れる形で文章化したい。

次に、定義についてはどうか。

**委員**：提案された方々から説明してもらったらどうか。

大規模災害という定義は一定しておくべきかと書いておいたが、別にこだわっているわけではない。もし定義するのであれば災害対策基本法から定義はできるが、必ず必要という意味ではない。

**委員**：事業者や保険者の役割を載せていきたい。「大規模災害」という言葉が入ってくるのであれば、ある程度示しておく必要があるのではないか。

**委員**：絶対入れるとこだわるわけではないのか。

**委員**：そう。ただ、より丁寧に示しておく必要がある。

**委員**：この条例づくりをする時に、「歯科口腔保健」等の用語は整理して考えていかないといけない。

**委員**：今言われた内容が、逐条解説等でフォローできるなら、あえて書く必要はない。

**委員**：法体系上の考え方で、歯科口腔保健法に定義してある言葉があった場合は、その言葉はそのまま使うべきではないか。

**事務局**：「法律に基づき」とか、頭にあれば書く必要はない。

**委員**：それは、法で書かれている言葉は、そのまま条例でも使わなければいけないという意味で理解した。三重県独自で作った造語があれば条例で定義付ける必要はある。

**事務局**：それは当然、必要ではないか。

**委員**：事業者、保険者は、世間的によく分かっているのので、別に書くことにこだわりはない。

**委員**：皆さんの意見を聞き、一応この場はスルーで行きたい。

次に基本理念について、ご意見をお願いしたい。

**委員**：この辺は、全国共通の記載事項であり、一文で終わらせるのか、いくつかに分けて書くのかという違いがある。

**委員**：皆さんの意見を整理すると、この4項目ということか。

**委員**：先ほどの議論で、目的をしっかりと書いていくということであれば、ここはシンプルな形でもいいのではないかと。目的のところに表記されたものを改めて同じように書く必要もない。

**委員**：生活習慣病等の予防にも、歯や口腔の健康は資するということを基本理念か目的に含まれていたらどちらでもいい。

**委員**：全身の健康は基本理念と言うよりは、目的に入れていかないといけない。

**委員**：そこでもよろしいか。

**委員**：結構。

**委員**：「8020 運動の推進」とあるが、「8020」という言葉のオーソライズはどこかでされているか。

**事務局**：出されている意見が、それぞれのライフステージにおける生涯を通じた取り組みということであって、それを意味するものが「8020 運動の推進」だと理解している。

**委員**：分かった。

**委員**：障がいを持った方や妊産婦、被虐待児、要介護者とかいう方々のニーズに応じた部分は、「県民が必要なサービスを受けられる環境整備」という言葉の中に包含されていくのか確認したい。

**事務局**：言われるとおり。乳幼児期から高齢期まで様々な方々のニーズという意味を含めて、「すべての県民が必要なサービスを受けられる環境整備」と簡単にまとめた。

**委員**：あと「関連分野における施策との有機的な連携」の中には、関係機関との連携も含めているのか。

**事務局**：そういう意味である。

**委員**：基本理念なので、県の進めていく施策の基本的な考え方が中心になるだろうが、県以外の機関との連携ということ、特に市町との連携が大事だし、歯科医師会とか歯科技工士会とかいう関係団体との連携も当然必要になってくる。そのあたりは明確にできるなら、していただきたい。

**委員**：災害時における歯科口腔保健医療対策を、この関連分野の中に含めていいのか、特出しで書いておく必要があるのか、少し迷っている。

**委員**：「災害」というのは、3.11、また台風12号、15号を受けて今作るというタイミング

が非常に重要なこと。基本理念と言うよりは、基本的施策の方に具体的に書いてもらうことが大事ではないか。

**委員**：関連分野における施策の中に入ると考えさせてもらう。

**委員**：8020 運動が、目的に入るのであれば、基本理念には改めて要らない。

**委員**：そういう意味では、目的には入れずに基本理念ないしは施策の方に書いてはどうか。

**委員**：個別事項にしてもらったらいい。

**委員**：それでは只今、各委員からいただいたご意見に従い、素案に書き込みたいが、よろしいか。

**委員**：次回に正副座長案という形でまとめて出してもらえるか。

**委員**：目的と基本理念がしっかりと固まらないと、次に行きにくい。今ちょうど区切りなので、案を2人で作っていた。

**委員**：この案は、先日、各委員が意見を出したものを基に作っていただいたということか。

**委員**：そのとおり。

**委員**：資料2で分類すると、「歯科口腔保健の推進に関する法令に基づき」がまずあって、次が動機であり、このあたりが少しご議論いただくところ。

目的達成の手段は、「口腔の健康保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより」と、これが一般的な書き方で、直接の目的が県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、そして最後に究極の目的を書くということで、動機のところはいろんなご意見がある。フルバージョンで書くところという並びになるのではないか。

**委員**：違和感を覚えるのは、「県民間の格差を解消するため」というところで、これは「格差を解消」という趣旨のものではないのではないか。

**委員**：三重県の現状と課題を考えた時に、障がいを持つ方々等の歯科医療健診が満足にはできていない現状がある。住んでいる地域によって歯科へかかりにくい方々もいる現状においては、その格差を解消していくことが三重県においては大事ではないか。

**委員**：「格差の解消」は、差を縮めるとイメージしてしまうので、全部がベクトルを上へ向けるイメージが欲しくて申し上げた。

**委員**：やはりすべての県民が歯と口腔の健康を保つことによって、その全身の健康増進につなげるということが目的になっていて、その中に本県における事情として、地域間格差や年齢による差を解消していくという考えの記述があればいい。

**委員**：その辺、他の委員はいかがか。

**委員**：ライフステージとか身体の置かれた状況を「県民間の格差」というのはどうかという意見は分かるので、「すべての県民が等しく」みたいな言い方の方がいい。ただ、地域間格差の表現は何か入れた方がいい。

**委員**：「地域間の医療体制の格差」と言うと、まだ理解しやすい。

**委員**：県民に格差があるみたいを書いてしまうといけないということ。

**委員**：「格差」というのが目的ではない。いろんな地域的な差や人によっての差が、すべての人が同じサービスを受けられて良くなっていくというのが目的ではないか。先ほど言われたように、すべての県民が必要なサービスを受けられる環境整備というのが、障がい者も地域南部の方もしていくという表現を「格差」ではない言葉で要るのではないか。

**委員**：実態として格差が何かの数字であるとすれば、それは必要なサービスが受けられる環境になっているかという原因があって格差が出てくるわけだから、直接「格差がある」ということを発信するよりも、「すべての県民が等しく必要なサービスを受けることのできる環境整備」と書けば、そういう格差を解消していく方向をこの条例は持っているとして読み取れるというご意見か。

**委員**：究極の目的は県民全員の健康増進だが、目的で「県民間の格差」と言うと、県民一人ひとりの健康の差みたいにとらえてしまって、地域間の歯科医療体制の差を縮めるという趣旨であれば、そのように言葉を変えればよい。

**委員**：目的と基本理念はどのように表現するか、セットで考えていかないといけない。

なぜ歯と口腔の健康に力を入れることが大事かというのは、全身の健康につながるものが非常に重要なので、そういったことを目的で入れていただきたい。

それと、「県等の責務を明らかにする」と書いてあるが、市町のことを責務と書くわけには行かないので、「県等」ですべてを入れるのであれば、関係機関等も入るので、「県等の責務と役割を明らかにする」とすればよい。最後の「もってすべての県民の」と、ここに「すべての」を入れてもらえば、格差のことに関してはしっかりと条文化していける。

**委員**：最初に言われた全身の健康増進というところへ入れたらどうかということか。

**委員**：そういうこと。

**委員**：「県民間の格差を解消するため」というのは、誤解も招く表現であり、基本理念の中で地域間格差のところを書いているのでここは取るとして、「もってすべての県民の生涯にわたる」という表現にしたらいい。県等の責務と役割を明らかにするというのも書くべき。

歯と口腔の健康が体全体の健康づくりに大事だということが目的の中に書き込めないかと思った時に、8020運動を目的で書くよりは、基本理念の中で書くという使い方でどうか。

**委員**：今、歯と口腔の健康が全身の健康につながるということは、1行目の「歯と口腔の健康が、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要である」という言い方では、不十分か。

**委員**：この条例は何を目的とするかとシンプルに考えれば、歯と口腔の健康づくりである。

私の言っていることは直接の立法目的ではなく、基本認識のもとになるもの。地域間格差も動機付けになる。「そういう基本認識のもと」と書いた方がいい。

**委員**：そうすると、「歯と口腔の健康が全身の健康に係わる」という基本的な認識を踏まえ、すべての県民が等しく必要なサービスを受けることのできる環境整備をするため、ずっと続いて、最後に「すべての県民の～」とつなげていくということになるのか。

**委員**：「踏まえ」というより、「基本に立ち」ではないか。

**委員**：細かい文言についてはお任せするが、静岡県の例だと、「この条例は、歯や口の機能が全身の健康を維持増進する上で重要な役割を果たしていることに鑑み」との表現があるので、いろいろ調整してもらいたい。

**委員**：ここに書いてある「歯と口の健康づくりを進める 8020 運動」の定義はこうだったか。何でかと言うと、8020 運動は歯や口の健康づくりを進める運動であって、歯と口腔と統一的に設定した方がいいと考えた。

**事務局**：「80 歳になっても」から「8020 運動」までは、委員の意見をそのまま放り込んでいる。

**委員**：書くのであれば 8020 運動の定義で書いた方がいい。これから素案を作ってもらうのに、例えば「歯と口腔の健康」という書き方で統一した方がいい。

**委員**：題名は別として引用したのであれば、そうした方がいいと考えるがよろしいか。

**委員**：この議論がスタートした時は、地域間の違いもあるので、それを良くしていく。予防、早期発見は非常に大事で、今罹っている人の治療も大事で、有病率を低下させていくのが大切な条例の目的になってくると感じているので、その有病率を低下させていくことを県民の皆さんと共有しておくことは大事ではないか。ここを、特に三重県だから良くしていこうと書き込むことも必要である。

**委員**：今、有病率を解消していくということを「目的」に入れるべきではないかと、新たに意見が出たが、どうか。

**委員**：条例というと、もうちょっとバクツという気がした。「地域間格差」でも、具体的な是正策として、歯科医師を増やすのか定期健診を増やすのか知らないが、そういうことが挙がってくるという印象を受けた。

**委員**：特に三重県は有病率で全国でもワーストから数えたほうが早く、そこをあらゆる主体の協力によって対応していかなければいけないということが、大事な取り組みではないか。

縦長の三重県であり、過疎化が進んでいる地域が多くなってきている。地域間の格差があるというのは三重県の特徴的なことなので、「格差の解消」は、基本理念かどこかへ入れられればと考える。三重県だからこういったことを目指していくという部分があってもいい。目的が大事になってくる。

**委員**：検診を受ける方が少ないというのも本県の大きな課題で、成人期以降の歯の喪失の

原因となる歯周病を早期発見できないのも大きな課題。虫歯有病率の高さということを入れるのであれば、歯周の方も入れないと虫歯だけに方向性が行ってしまいすぎ。

**委員**：「歯科疾患の予防及び早期発見等」と、そのバランスも考えないといけないし、特に国の法律に重ねて条例を作る上では書く必要があるという意見もある。

**委員**：「歯と口腔」と虫歯は歯で、歯周疾患になると口腔とその両方を合わせた法律になっている。最後は健康につながる食の問題とか生活習慣のところまで含めていくのか。二つの意見は意識して作っていかないといけない。

**委員**：新潟県条例の「目的」では、効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率を低下させていきたいというように県及び県民の皆さんとの共通の目的みたいなものを具体的に入れるのは大事かと思う。

**委員**：目的をはっきりさせたほうがいいという現状を踏まえてのご意見だが、どうか。

**委員**：目的のところはシンプルに、「本県の実態を踏まえた上で効果的な施策を云々」というような表現にしておいて、具体的には後ろで書き込むことも可能ではないか。

**委員**：今の意見に賛成する。判断しかねるところがあるので、A案、B案、C案と3種類ぐらいあってもいい。

**委員**：条例文を作る時に「目的」に入れるべきなのか、「基本理念」に入れるべきなのか、どうやって整理していくのが通常なのか。

**事務局**：何を強調したいかで、「目的」に入れたり、「基本理念」に入れたりするので、一概には言えない。

**事務局**：資料3にも「個別事項」のところで「記載方法により基本理念や具体的施策にもなり得る」ということで、どこが適当かというのは、その議論を踏まえるしかない。文脈の流れとか、どこを強調したいか、あるいは長くてもかえって分かりにくくなるという心配もある。定番的な言い方はない。

**委員**：これは県民の皆さんが良くなってもらうための条例なので、あからさまに三重県の現状を書くべきである。例えば、島根県は糖尿病も書いているし、長崎県は地域間格差とか有病率も書いている。三重県は本来悩んでいることを、目的にストレートに書いて、これを直したいんだという意識を県民の皆さんにお伝えするのが目的なので、すべてをあからさまにして、目的に掲げるべきである。すべてを県民のために発信するという意味で、有病率や地域間格差などをここで書くべきではないか。

**委員**：基本的に同じだが、目的が分かりにくくなってはいけないので、今出ている意見を概ね包含した分かりやすい内容で、基本理念にしっかりと埋められ、より具体的なことはそれ以降のところ述べている方が、条例を最初から読んでいくと分かりやすいものになるのではないか。

**委員**：目的について、結論はA案、B案を作るということでよいか。

### 「基本理念」条項の検討

**委員**：それでは、基本理念について、漢数字の一から八まで整理されているが、ここへ 8020 は入れたらいいとの意見があったが、いかがか。

**委員**：三番に、それぞれのライフステージや障がい者、妊産婦等に応じた向上を図るとい  
うのが書いてあって、七番で障がい児のことも特出しで書いてあるのは、何か意味があ  
るのか。

**事務局**：これは単純に意見を最大公約数でまとめたもの。不必要であればカットする。

**委員**：七番の「障がい者」だけ重なるのもどうか。

**委員**：七については三に包含するというだけでいいか。

**委員**：基本理念と基本的施策とどう違ってくるのか。基本理念が施策を行うに当たっての  
基本的な考え方だから、各道県ともこの3つぐらい書いてある。書いていただいている  
ことは、基本理念にふさわしいのか。

**事務局**：ここで案として出ささせていただいたのは、各委員が、重要ではないかと挙げたも  
ので、基本理念はこの3つないし4つぐらいが通例は出されるのではないか。

**委員**：通常は3~4で整理されていると考えるが。

**委員**：県内のすべての地域において、すべての県民が乳幼児から高齢期までライフステー  
ジにおいてと書かせてもらってあって、被虐待児、障がい者、妊婦、介護は後ろの基本  
的施策に来るものと思っている。

**事務局**：基本的理念は、重要なことを条例のベースに考えるかを書くということなので、  
ルールはない。

**委員**：埼玉は、細かく「基本理念」に書いている。

**委員**：基本的施策は細かく挙げていけないといけない。個別具体的なことは計画なり施策  
に書いていくべきであって、理念というのは、施策を行うに当たっての基本的な考え方  
なので、具体的に書くことに違和感がある。

**委員**：基本理念のところをしっかりと書いた場合に、基本施策のところも同じような書きぶ  
りになるのなら、ダブっても変かなという気がするので、シンプルな書き方にしてくら  
ってもいい。

**委員**：今の意見に賛成で、シンプルでいいが、「県民自らの～」は抜くことができない。  
一と二は、両方とも県民の取り組みのことなので、一つにまとめるべきだが、県民の方々  
に促すこと、ライフステージだとか地域間格差を解消することも必要で、関連施策、関  
連機関との連携を入れるという、大きく3つぐらいにまとめて、正副座長案を作っても  
らえれば。

**委員**：整理の仕方だが、1つは県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこ  
とを促進する。2つ目は県内地域すべての県民が、乳幼児期から高齢期まで歯と口腔の  
保健医療サービスが受けられるような環境整備を促進する。3つ目は関連機関、市町の

ことでいいか。

**委員**：確認すると、8020については、「目的」から抜いた場合、こっちに入れていただきたい。こちらから抜く場合は「目的」にしっかり書き込んでいただきたい。

**委員**：八番目「生活習慣病の予防」も県民がなので、一と二と八を1つにできるのではないか。

**委員**：災害のことはどうか。

**委員**：四番目の中で保健医療、福祉、労働衛生、教育、防災と入れればいい。

**委員**：「効果的」という言葉もどこかに入れてもらいたい。目的の方で入れてもらっているか。

**委員**：入っていないが、「効果的な施策」を目的の中に入れてというご意見だった。

< 暫時休憩 >

**委員**：各委員からのご意見をどんどん素案に書き込む準備に入りたい。

#### 「基本方針」条項について

**委員**：次に基本方針については、基本計画及び県の施策に含まれるもので、項目立ては不要との意見もいただいている。

**委員**：基本理念や県の基本的施策で網羅されていくので、改めて基本方針を項目立てる必要はない。

**委員**：今の意見に賛成。

**委員**：基本計画とは、県が策定する今後のこの条例を受けての計画ということでよいか。

**委員**：今は基本方針について、要るか要らないかを確認したい。

**委員**：基本方針は、基本施策と考えてよいか。

**委員**：そう。基本施策の中の話。項目立ては、「する」でよいか。

#### 「基本計画」条項について

**委員**：では、次に基本計画についてご意見をお願いしたい。

**委員**：基本計画は、今後県がやっていくべき施策を書き込んでいくと思うが、計画と施策というのは別物という説明か。

**委員**：どんな方法がよいかを聞いている。県の施策の中に目標と方針と基本計画を入れてしまう方法もある。

**事務局**：各委員から様々なご意見を頂戴しているので、両方とも挙げている。

**委員**：副座長は、施策と計画を一緒に書いてもらったということでよいか。

**委員**：1案で書こうと約束をしたが、3案で書いた方がシンプルで書きやすいと考えた。

だが、中身は同じで、基本計画に書いた中身は、施策の中に入れてもらったら、そこで考えさせてもらうので、もう「なし」で結構。

**委員**：県の基本計画について何かあるか。

**委員**：「基本計画」という項目を立てるのであれば、知事は基本計画を作らなきゃダメで、作るときの手続き変更する場合などに基本的には留めて、「基本的施策」の中で基本計画には以下の施策の内容を盛り込まなければならないと。それは法に基づく措置も含めてという作り方がいい。

**委員**：施策を総合的、具体的に効果的なものとして進めていくために計画を作って、それに基づいていろいろな施策をやっていくべきではないか。基本的な施策として、計画はこういうふうにして、施策はこういうふうに進めてと書き込むのがいい。

**委員**：条例で計画を作りなさいという規定がなければ作らなくてもいいわけだが、分かりやすいのは、計画を作ってもらうことであり、それであれば、議決を要するかどうかも含めてここで謳うべきで、事前の公表等含め手続き的なことも入れる意味はある。

**委員**：今の意見の違いは、議決を要するかどうかというところ。計画自体を議会として判断していく時に、専門家ではない我々が掘り下げて議論して、県民に対して太鼓判を押して世に出せるかどうかで、そのメリットもデメリットもある。他の条例で、基本計画を義務規定にした場合は、議決を要するというふうになっているのか。

**委員**：森林づくり条例の時は、森林づくり基本計画は議決を要するとした記憶があり、「ヘルシーピープル」も議決を要すると。あと、新エネルギービジョンと教育振興ビジョンなども議決を要するとしている。それぞれの個別条例で規定しているものもあれば、行政の基本的な計画については議決を要するという条例が別途ある。

**委員**：議決を盛り込むようにしたい。県民から負託を受けた議員として、しっかりと勉強した上で判断していくべきである。

**委員**：この条例文の中の「計画」というのは、県がこの条例の趣旨を達成するために県が計画を立てるといっているのであれば、県の責務として入るものじゃないのか。

その後の県の施策の中に、県の責務として趣旨達成のための計画を立てなさいと入れるのが、しっかりいく。

**委員**：ただ、その基本計画を作るプロセスにおいて、議決を要するかとか、どういう項目を入れないといけないということを条例の中で謳い込むのであれば、県の責務の中にそれは書き込めないで、基本計画という項目の中で収めたほうが、条文として分かりやすい。それと、順番として基本理念等があって、県や各主体の責務があって、その中で県が取り組むべき施策があって、その施策を具現化するために基本計画を作りなさいという順番でもいいと考える。

**委員**：2種類言っていたいた。

**委員**：基本計画が要するかどうかの一つの基準として、議決案件にするかどうかということ

があるという意味でよいか。

**委員**：基本計画を仮に謳い込まなかった場合、県は別に基本計画を作る必要もなく、単年度の施策でやっていく、ないしは今までどおり「ヘルシーピープル」の中で進めていくことも可能だが、せっかくこの条例を作るに当たっては、もう少し歯と口腔の健康づくりに焦点を当てた施策を計画的、効果的にやっていただくための計画を作るべきだという認識で「基本計画」の条項が必要である。で、作るのであれば、当然、議会の議決を通じて一定のチェックをしていく必要があると認識している。

**委員**：この書き方は、総則、基本的施策、各主体の役割、その他だが、各主体の役割が前に来ると確認させてもらったはずである。今回、歯と口腔の条例を議員提出で作ると、条例の趣旨に則って、県として様々な現状と課題を解決していくために、しっかりとした計画が必要ということで、議会は進捗管理をしながら、県の施策を遂行していくということが大切なので、「計画」は別立ての方がいい。それを議決案件にするかどうかの議論は別だ。

**委員**：とりあえず「計画」を置くという方向でよろしいか。

**委員**：先ほど、「県の責務」に計画を書くべきじゃないかというご意見もあったので、県の責務とは何なのか、本来なら先に話しておけば分かりやすかった。

**委員**：ご意見を反映できなくて申し訳ない。

**委員**：議決するか否かということについて、一応持って帰って議論をした方がいい。事務局は、議提議案の中で計画を作って議決しなさいと定めている例を出して、フィードバックした方がいい。

**委員**：それでは、議決の有無の例を整理し、他の委員さんにもフィードバックして、次回の議論にしていきたい。

**委員**：他県の歯と口腔の基本計画を見せてもらって、判断材料にさせてもらいたい。他の委員も、どんなものかイメージできなかつたら、議決すべきかどうか分からないので、このメンバー全員に配っていただきたい。

#### 「県の施策（責務）」条項について

**委員**：それでは、続いて県の施策について、ご意見があればお願いしたい。

**委員**：一番の「歯科検診の受診機会の平等」の具体的なところはどうか。例えば、定期的に歯科に係る検診を受け、必要に応じて保健指導を受けることを促進するための必要な施策を出すということか。

**委員**：やっぱり「責務」と「役割」というのが最初に来ないので、その辺のところは分からない。事業者、保険者の役割で検診を受ける機会を与えるように努めてと書いてあるので、市町の方にも基本的施策に書くべきかどうかという議論になってくると思う。

**委員**：私が示させてもらったのは、基本計画の中に施策を総合的に推進するための目標、

方針、計画、その他の基本的事項を定めるものとするを書いて、そこに「施策」の大事なことを並べていけば、これらを基にして知事は計画と施策を入れ込んだものを作りなさいというまとめ方のほうが分かりやすいということではないか。

**委員**：そうではなくて、構成の流れは収まったわけだが、必要な施策と書いた時に、この施策がまた小分けされるようなイメージになってしまう。

**委員**：資料4「県の施策のまとめ方と内容」を事務局から説明してもらいたい。

**事務局**：例えば「歯科検診の受診機会の平等」に関しては、3つのご意見が出てきており、「歯科検診の受診機会の平等」と一括りにさせていただいた。その表題自体が誤っているかも分からないが、「障がい者、被介護者、妊婦等の歯科検診、歯科医療の機会確保」と一括りにして、対象者を乳幼児、妊婦、成人、障がい者、高齢者という形でご意見を整理させていただいた。

**委員**：今、悩んでいるのは、「歯科検診機会の平等」という項目の括りのレベルで条文を収めるのか、それとも、細かな下にあるところまで条文に入れ込むのかというところを整理しないといけない。事務局的には、「地域間格差の是正」とか、「歯科検診の受診機会の平等」というのはあくまでも便宜上の括りであって、これで条文の1項にするべきというところではないのか。

**事務局**：そういうことではない。

**委員**：やっぱり「基本的施策」がふるいにかけていないまま出て来ている状態なので、最初に県の責務や市町との連携・役割、歯科関係者等の役割と分けた方がいい。

**委員**：各員の意見を資料4で事務局でまとめてもらったが、そこに出てきている意見の基も一緒に見ながら、県の基本的施策の議論をすべきではないのか。

**委員**：目的、理念を定めて、その理念に則って県の責務がきて、それに基づいて、市町との連携はどうあるべきか、教育委員会の役割、関係機関の役割はこうだと述べて、県はその責務に基づいてこういう施策をしていくべきだと言って、その施策を総合的、かつ、計画的に推進していくために基本計画を策定するという流れの方が、読んでいて分かりやすい。

**委員**：確認をさせていただくと、目的、基本理念、県の責務、各主体の役割、県の基本的な施策が、基本的施策に関する基本計画という流れ。

**委員**：それで良かったか。

**委員**：はい。

**委員**：そのほうがじっくりくる。

**委員**：「責務」を書いて、そのあとで県の施策を書いてというのは分かりやすいようだが、多分作業を進めたら非常に難しいような気がした。

**委員**：法律や条例の作られ方として、目的、基本理念、責務や役割、計画や施策が正式な作られ方ではないか。

**事務局**：各都道府県の歯と口腔の条例を見ると、今言われた形の方がスタンダードである。

**委員**：今、疑問に思っておられるのは、「県の施策」の中に市町との連携とかいろんな機関の連携が含まれてくるということだと思うが、県の条例なので、県としてやることのみ謳うべきで、連携のところは記述して、県の施策をしっかりと述べて、その策を総合的、計画的にやっていくために計画を作ると流していくもの考える。

**委員**：多分県の責務、市町の責務を書いていくと、非常にそのところが膨大になる。そのことが個別の施策あるいは基本計画と重複してくると想定したので、それだったら包括を書いた上で、市町との協働のところを書いてはどうか。

**委員**：他の条例を見ると、具体的なことを盛り込んでいくわけではなく、役割分担を先に盛り込んでから施策の方に流すほうがよい。

#### 「各主体の責務と役割」条項について

**委員**：それでは、方向性が決まったので、各主体の責務、役割について話を進めていきたい。事務局に整理された内容を説明させる。

**事務局**：各委員のご意見を、県の役割、県民の役割、歯科関係者の役割、市町の役割、事業者の役割と整理させていただいた。事業者に関しては、事業者、保険者、その中での連携・協力の三つの部分に分けて書いている。

**委員**：**県の役割**についてご意見があれば。

**委員**：ただ単に並べてあるだけか。

**事務局**：まとめてはいない。

**委員**：まとめるといくつぐらいの項目になるか。

**事務局**：1、2、3、4、7、8番は、各主体の負担を軽減するという意味なのか、主旨がよく分からない。

**委員**：本県における健康増進法に基づく歯周病検診の受診率が非常に低いということに鑑み、市町のバラつきも、自己負担がいろいろあるので、県としてそのあたりを補完できるような役割を持ったかどうかという意味。県の責務は、他の県の条例を見ていくと非常にシンプル。だから、他県のように基本理念に則って、総合的な施策を策定して実施する責任があるということが謳われていればいい。責務のところはその程度にとどめておいて、細かいことについては施策のところ述べていくべきではないか。

**委員**：ここでは、「役割」と書いているが、「県の責務」と書くべき。その上で、基本理念を定め、その基本理念に則って、歯と口腔の健康づくりの推進に関する、施策を実施していくことが県の責務であり、そして、いろんな主体と連携を図っていくということではないか。それを受けて、基本的施策ではより具体的にしていこうと考える。

**委員**：出てきた個々の意見を見ると、県は施策を実施しなければいけない責務があるということと、関係機関と連携・協力しないといけないということは全員言っていて、あと、

県は支援をしなさいというところまで書くかぐらいの意見で県の責務はまとめられる。大きくこの3つぐらいを入れた正副座長案を作っていたら議論しやすい。

**委員**：「県の責務」の一番初めに「施策を策定し」というのは、これから次に掲げる項目のことでいいのか。

**委員**：この条例に書く施策というのは基本的な項目を書くんだと思うが、ここで書いてある「施策を策定し」とは、細かい施策、計画に基づいた施策という意味と受け取った。要するに、この「施策」とその後の「施策」は一致していないと取っている。

**委員**：ここに書いている、「県の責務として施策を策定し」というのは、細かなところも含めた話で、次の条例上出てくるのは、基本的にはこれはやりなさいという包含されているイメージ。まったく別物という感じはない。

**委員**：ここで言われる「施策」は、県だけの範疇の施策で、市町や他の組織は含まないという理解でよいか。

**委員**：当然、市町や事業者、関係者と連携しながらやらないといけないものもあるが、その時に県はしっかりと連携を図りながらやっていかないといけないというのは後の施策で出てくる。

**委員**：「施策」と言った時に、県だけでこの目的を達成する施策が書けないと考えたので、皆さんの合意形成を確認したかった。

**委員**：後で出てくる基本的施策のところを書く。例えば地域間での受診の機会の違いを均等にしていく体制を市町や事業者、歯科口腔に係わる方々と連携を取ってやっていく。で、それをより具体的にするのが計画になってくる。

**委員**：サンプルを見ないと多分整理し始めるといろんなことが顕在化すると考えるので、一回素案を作成してほしい。

**委員**：分かった。では、次に**県民の役割**についてご意見があれば。

**委員**：ここは、県民の健康のためのものなので、「県民の自己責任」と書いて欲しい。

**委員**：これも同じように叩き台を作って、議論させていただければ。

**委員**：では、次に**歯科関係者**。

**委員**：意見を見ると、県等に協力をしてくださいということと、役割に応じた適切な歯科保健医療サービスを提供してくださいという、2つの項目が出てきているので、その二つのポイントを網羅した素案を作っていたらいい。その2つを1つの文にまとめていただいている意見が一番分かりやすいのではないかと。

**委員**：これは、ここへ持ってくるべきじゃない。私は基本的施策に入れてある。

**事務局**：歯科関係者の責務ではないかという意味にとってここへ入れた。

**委員**：それは基本的施策の中で書くべきことである。私は、提出用の資料によって出したわけではないので、当然ここで書くのはバクツとしたものなので、具体的なものは、基本的施策の方で言っていることなので、ここに入れると合わない。

**委員**：ダブってきているところがあるみたいなので、また整理したい。

**委員**：歯科関係者の方も、「役割」じゃなくて「責務」と書いた方がいい。県民の歯と口腔を守ってもらう主体の方々なので、ご理解がいただけるのであれば。ただ、中は「努めるものとする」ということ。

**委員**：この辺は今後いろんな関係者の方から意見を聞くこともあるかもわからない。

**委員**：障がい者とか精神障がい者の方が一般の歯科医院で治療を受けにくいような状態があるのを何とかしないとイケない。障がい者が治療を受ける機会は非常に少なくなっているという話を聞いたので、何とか担保したい。

**委員**：その辺こそ、基本的施策に入ってくるのではないか。県が市町や歯科関係者の方々と連携を取って、障害をお持ちの方が受診、検診を受けられる環境づくりをしていくというのが基本的施策で、それを具体的にするのが計画の中に入っていく。

**委員**：基本的施策の中には入れるべきであって、歯科関係者の責務のところには要らないということか。

**委員**：県や県民の責務は、個別具体的なことを並べるのではなくて、総合的に推進していくといったことを書くのではないか。

**委員**：それでよいか。

**委員**：今、歯科関係者に対する役割では足りないから責務だと言われたが、条文上、「責務」と表題にした場合、やはり「責務を有するものとする」と結ぶものになってくるのではないか。

**委員**：そうとは限らない。「責務」と書いて、「～するように努めなければならない」と、いわゆる努力規定ということである。

**委員**：了解した。歯科関係者というところの範囲を示すのか。歯科医師だけではないのか。

**委員**：責務とするか否かは非常に大きな話なので、法令上の責務と役割の違いを調べておいてもらいたい。

**委員**：それは止め置きたい。

**委員**：次に市町についてどうか。

**委員**：市町が今やっている施策を的確に推進しなさいと市町の役割ないしは責務として入れていくのは、多分異論がないだろうが、国や県の施策に協力しなさいとか、成人歯科検診の対象を20歳からにしなさいというところまで書くならば、市長会とか町村会とよく議論しないとイケない。

**委員**：検診を20歳以上にするということが必要となれば、それは県や市町いろんな関係者の方々と協議いただく必要があり、この条例の中に書き込むことではない。

**委員**：削除していただいて結構。どこかに入れられれば。

**委員**：国、県と協力するというスタンスでいくのか、県が市町に「連携」を求めるのか。

**委員**：連携と協力とは意味が違っている。一回整理したい。

**委員**：主語を誰にするかによる。県条例なので、各市町の役割とか責務は「県」を主語にして書くべきで、そうすると協力ではなく連携か。

**委員**：県と市町が連携しながらやらないといけないことがたくさんあるので、市町の役割は入れさせてもらいたい。市町との連携協力とか市町に対する支援というのも、県の役割として必要なので、県の責務や市町の役割に入れるのではなく、別立てで意見を今回出させてもらった。

**委員**：市町の役割なり責務で、「市町は国や県の施策に協力するよう努める」という言葉は、県が言っている連携とどういう関係になるのか。

**委員**：「連携」より「協力」を依頼する方が県の強い意思が入っていると考え。だからこの条例の意図として強いのが「協力」と解釈した。

**委員**：私も「協力する」という方が「連携する」よりも強制力がある認識で使っている。ただ、それがいいのかどうかは議論していただきたい。もともと市町村は国や県と連携することが、地方自治法なりで定められており、わざわざ書く必要はないという意見もあるかも知れない。

**委員**：子どもを虐待から守る条例の検討をした時に、県条例なので主語は「県」だという議論をずっとしてきた。県条例に市町の役割、責務を書くのはいいのか分からない。

**委員**：県の条例なので、他の主体について義務規定まで書くのはなかなか難しいということはあるが、主語を全部「県」にしなければいけないというのは違う。他県の条例を見ても「市町村は」という主語のところも当然あるし、そこに対してどこまでの内容、義務まで縛るのか、中身の部分については議論があるところ。

**委員**：子ども条例の中でも、「県は責務を有する」と書くが、他の役割や責務は、「努めるものとする」とか「努めなければならない」という言葉を使う。県の条例だから全部「県は」「知事は」で始まらなければならないというものではない。

**委員**：「連携・協力」に加えて「調整」を入れてみたらどうか。

**委員**：市町の役割なので、国や県への協力を入れるかどうかは、一度持ち帰りたいという意見が出ていたが。

**委員**：そういうこと。今、言われた「調整」も入れた素案を一回作って、議論させてもらうとありがたい。

**委員**：その上で、「市町との連携・協力」「市町への支援」という項目を作ったらいい。

**委員**：「県の責務」の中にそれを入れるということか。

**委員**：そうじゃなく、別枠で。

**委員**：そうしてしまうと、「県の責務」の中で残るのは、県は施策を作って実施するだけになってしまうので、バランスの問題になってしまう。

**委員**：あくまでも「県の責務」は関係機関を含むすべての総花的なことを書いてある。特に行政側として、県と市町との連携や協力、県からの専門的な支援というのは、何にお

いても非常に市町から要請されていることなので、その項目を作ってはどうか。

**委員**：素案の中に追加したい。

**委員**：ということは、「市町」が「県の責務」の中、「市町」の役割、市町への支援と3回出てくるのか。

**委員**：そうなる。

**委員**：次に**教育関係者**。

**委員**：1から5の意見をまとめた素案も作っていただいたらどうか。

**委員**：ここは「食育」となっているけれども、健康教育と教育の範疇なので、歯と口の健康づくりの活動に連携・協力を図るよう努めると書いた方がよいかと思う。また、4番目は歯と口腔の健康づくりに学校がどう係わるかということを行っているので、「健康教育」という教育の総称が入ってくると見させてもらった。

**委員**：歯と口腔の健康づくりに関する条例なので、広い意味での健康教育となってしまうと、ちょっとまずいかという気がするが、健康に関する教育の中で、歯と口腔の健康づくりに関する部分について、記述するべきではないかと提案しているので、その意図を酌んで、素案を作ってもらえるとありがたい。

**委員**：「教育関係者等」と、案で入れさせてもらったが、ここは福祉関係者とも一緒にしてもらっていいのではないか。

**委員**：自らの業務自体が歯と口腔の健康に係わるような方たちに対しては、何か役割として担っていただく必要があるのではないか。教育は勿論、保健や福祉等の方たちにも何らかの役割を認識いただく観点が必要である。

**委員**：福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者としていいのではないか。

**委員**：福祉や保健関係者も当然内容的には関与するので、それは「事業者」とするにしても、学校の施策を入れるのであれば、「学校」とした方が整理しやすい。

**委員**：対象を広く県民とした時に、児童・生徒、成人、高齢の方もみえて、介護や福祉の人も「ちょっと歯を診てもらったほうがいいんじゃないの？」と促せるようなことも考えると、あまり切り分ける必要はなく、一括りでもいいのか。

**委員**：ここで言う「事業者」とは、他人を雇用している者ということで、その目的は検診をしっかりと受けてもらえる機会を作っていくことが「現状と課題」のところであったので、教育機関の方々や福祉関係者ということでは、「教育委員会等」という形で考えていた。

**委員**：14の方は、対象が子どもであったり利用者であったりということで、15の場合は事業者から従業員ということで整理をしていきたいということか。

**委員**：そう考えた。

**委員**：そうすると、15の方は従業員の検診が中心になるということか。

**委員**：事業者に対し、法律上は歯科や口腔のことについて責任まで求めているが、本県

においては、事業主責任として、口腔内の保健を推進するような動きをして欲しいと条例上求めてはどうか。

**委員**：条例素案を作っていた時に、教育関係者と福祉関係者が共にやっていただくところ、教育関係者にしかできないところ、健康教育を盛り込んだような素案を作ってもらえるとありがたい。

それから、「教育関係者等」の中に教育関係者、保健・医療関係者、福祉関係者の他に何か想定されるものがあるか。

**委員**：ここで言うのは、教育・保健・医療・福祉に携わってもらっている方、歯と口腔の健康づくりに対して間接的にも係わってもらえる方々であると考えてるので、そういった存在はこの方々だけではなく、他にもあるということで「等」と書かせてもらった。

**委員**：一応「事業者」までご意見をいただいて、今後、素案を整理してご議論いただくことにしたい。

今後、少しスピードアップをしていかないと全体の素案ができないので、スケジュールを資料5のとおり進めたいと考えている。内容を事務局に説明させる。

**事務局**：<資料5を説明>

**委員**：議論が錯綜してしまうので、正・副座長案を意見を基に作っていただいて、議論が分かれそうなところは、複数案を作っていた方が議論しやすい。

**委員**：あと、残っているところは正副座長案を示してもらえるということか。

**委員**：今まで羅列で終わっていたので、もう少し踏み込んで大叩きしていただく形で前に進めたい。